（平成24年３月28日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業にかかる計量器の校正等の事業の範囲
0045	株式会社ソキア・トプコン 東京都板橋区小豆沢一丁目５番２号	株式会社ソキア・トプコン　品質保証部 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1588番地	長さ	全部失効

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第１号

独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第18条第４項の規定に基づき、都市公園の新設に関する工事を次のとおり開始するので、公告する。

平成 24 年４月 27 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長　石渡　廣一

特定公共施設の種類及び名称	工　事　の　区　域	工事の種類	工事の開始日
三鷹市都市計画公園事業第５・３・１号新川防災公園	東京都三鷹市新川六丁目地内	都市公園の新設に関する工事	平成24年４月27日

首都高速道路工事開始公告

当社において、首都高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 24 年４月 27 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　橋本圭一郎

記

１　路　線　名　横浜市道高速横浜環状北西線
２　工事の区間　横浜市青葉区下谷本町から同市緑区北八朔町まで（横浜青葉ジャンクション（仮称）に係る部分）及び横浜市都筑区東方町から同市同区川向町まで（港北ジャンクション（仮称）に係る部分）
３　工事の種類　新設工事
４　工事開始の日　平成24年５月１日

高速道路「一般国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」工事区間変更公告

中日本高速道路株式会社第 20 号

高速道路「一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで（あきる野インターチェンジを含まない。））」の工事区間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成 24 年４月 27 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

記

工事の区間　旧）①高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
②海老名市中新田から厚木市山際まで
③八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
新）①高座郡寒川町田端から高座郡寒川町一ノ宮
②高座郡寒川町倉見から海老名市門沢橋まで
③海老名市中新田から厚木市山際まで
④神奈川県相模原市南区当麻
⑤八王子市南浅川町からあきる野市牛沼まで
工事区間変更日　平成24年５月１日

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 24 年阪神高速公告第８号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成24年４月28日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年４月 27 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　大橋　光博

記

１．記Ⅰ〔１〕４⑷⑤の次に次のように加える。
⑥　記⑤に基づき届出した阪神高速道路企画割引
イ　阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス（GW）
ａ　割引を適用する自動車
ＥＴＣ車のうち、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（会社が別に定めるところにより、阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス（GW）の適用を受けるために、事前に会社に申込（以下「割引申込」という。）がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ただし、大型車を除く。）
ｂ　割引を適用した後の料金の額
記ｃに定める期間のうち、割引申込により指定した日における記ｄに定める区間の全通行に係る料金の合計額は次のとおりとする。
普通車　1,200円
ｃ　割引を実施する期間
平成24年４月28日から平成24年５月６日まで
ｄ　割引を適用する区間
阪神高速道路（ただし、記３⑵の区間のみを通行する自動車を除く。）
ｅ　割引相互間の適用関係
阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス（GW）に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引及び一般向けマイレージポイントサービスに限るものとし、重複適用の順序は次のとおりとする。

適用の順序	割引の種類
1	阪神高速ＥＴＣ乗り放題パス（GW）
2	ＥＴＣ前納割引又は一般向けマイレージポイントサービス